究設備整備費等補助金（大学分及び高等専門学校分を除く。）、私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）、私立学校建物其他災害復旧費補助金、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費、私立高等学校産業教育施設整備費、私立学校体育等諸施設整備費、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）、私立学校情報機器整備費補助金、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業に限る。）に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、史跡等購入費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業に限る。）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業に限る。）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業に限る。）に限る。）並びに防災対策推進私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）次に掲げる事務

（一）　法第五条による交付申請の受理

（二）　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理

（三）　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理

（四）　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理

（五）　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理

（六）　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）

（七）　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理

（八）　法第十二条による状況報告の受理

（九）　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令

（十）　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）

（十一）　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知

（十二）　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令

（十三）　法第十八条第二項による補助金等の返還命令

（十四）　法第二十三条第一項による立入検査等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］

究設備整備費等補助金（大学分及び高等専門学校分を除く。）、私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）、私立学校建物其他災害復旧費補助金、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費、私立高等学校産業教育施設整備費、私立学校体育等諸施設整備費、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）、私立学校情報機器整備費補助金、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、史跡等購入費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業に限る。）に限る。）並びに防災対策推進私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）　次に掲げる事務